

賑わいのまちやかげ宿創出施設設置条例施行規則

(目的)

**第1条** この規則は、賑わいのまちやかげ宿創出施設設置条例（平成25年矢掛町条例第62号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(利用の許可)

**第2条** 条例第10条第1項の規定により施設の利用の許可を受けようとする者は、あらかじめ施設利用申込書（様式第1号）を指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、前項に規定する申込書を受理した場合は、これを審査し、施設の利用を許可したときは、施設利用許可書（様式第2号）を申請者に交付するものとする。

(利用施設等の変更)

**第3条** 施設の利用の許可を受けた者が、その許可に係る施設又は利用期間等の変更を希望するときは、施設利用変更許可申請書（様式第3号）を指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、前項に規定する申込書を受理した場合は、これを審査し、許可したときは、施設利用変更許可書（様式第4号）を申請者に交付するものとする。

(利用料の減免)

**第4条** 条例第15条に規定する規則で定める特別の理由があるときとは、次の各号に掲げるときとし、利用料の3割相当額以上を減額し又は利用料を免除する。

- (1) 小学校、中学校、特別支援学校、幼稚園又は保育園が、児童、生徒又は幼児の教育上の目的で利用するとき。
- (2) 矢掛町及び矢掛町教育委員会が主催する行事等に利用するとき。
- (3) その他指定管理者が特に必要があると認めたとき。

2 条例第15条の規定により利用料の減額又は免除を受けようとする者は、第2条第1項の申込みと同時に利用料減免申請書（様式第5号）を指定管理者に提出しなければならない。

(利用料の返還)

**第5条** 条例第16条ただし書に規定する規則で定める特別の理由があるときとは、次の各号に掲げるときとし、返還する利用料の額は当該各号に定める額とする。

- (1) その責めに帰すことのできない理由により施設又はその附属設備（以下「施設等」という。）を利用することができなくなったとき。 全額

- (2) 条例第19条第2項の規定により施設の利用の許可の取消しを受けたとき。 全額
- (3) 第3条第2項の変更の許可を受けた場合において、変更前の利用料の額が変更後の利用料の額を超えたとき。 超過して納付している額
- (4) その他指定管理者が返還すべき正当な理由があると認めるとき。 指定管理者がその都度定める額

2 条例第16条ただし書の規定により利用料の返還を受けようとする者は、利用料返還申請書（様式第6号）による利用料返還申請書を指定管理者に提出しなければならない。

（禁止行為）

**第6条** 条例第21条第9号に規定する賑わいのまちやかげ宿創出施設（以下「賑わい創出施設」という。）の管理上支障がある行為とは次の各号に掲げる行為をいう。

- (1) 利用を許可されていない施設等を利用すること。
- (2) 広告類を掲示し、又はまき散らすこと。
- (3) その他指定管理者が賑わい創出施設の管理上支障があると認める行為  
（損傷等の届出）

**第7条** 賑わい創出施設内の施設等を破損し又は滅失した者は、その旨を係員に届け出て指示を受けなければならない。

（施行の細目）

**第8条** この規則の施行に関し必要な事項は、町長が定める。

#### 附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成26年2月22日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日から平成26年3月31日までの間において、本則中「指定管理者」とあるのは、「町長」とする。